

すという考え方もできるんですが、普通に暮らしたら給与よりもずっと、向こうのほうは高くても生活は決して楽じゃないと思います。そういうこと知らないんですね、若い人たちは。ですからそういったところをしっかりと我々も情報提供しながら、地方に戻ってきたい人には何らかの形で我々準備することによってよりそれが進むのかなというふうに思っております。

決して大田区はいいとは思ってませんが、以前は板橋区のほうにいろいろ交流をしてたんですね。ただ、板橋区のほうで行政の協力があんまりもらえないと。あと実験店舗でアンテナショップ共同でやってたりしたんですが、あんまり芳しくなかったということで、大田区のほうが非常に進めやすかったものですから、地元の櫻井さんみたいな協力してくれる人がいたから大田区はとんとん拍子なんですね。

鶴岡市は、かつては都心にあったのを今は江戸川区に置いてますね。江戸川区は、鶴岡市と交流があるからなんですね。江戸川区の区役所のOBの方なんかにご協力いただいて、事務所を充実させてると。職員も2人派遣してるって聞いてますけども、やっぱり私どもとしては、大田区だけということじゃないんですが、東村山の渡部市長はお父様が以前言いましたように長井出身でありますので、そんな縁でいろいろ交流を深めていきたいと思いますが、ぜひいろんな情報得ながら若い人たちがやっぱりふるさとはいいなと、戻りたいなというふうに思ってもらえるようなそんな取組などもやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○梅津善之委員長 10番、鈴木富美子委員。

○10番 鈴木富美子委員 私も本当にふるさとはいいなと思えるような子育てもしていきたいし、長井市は特に災害も少ない。それでやっぱり人情も豊かだということを全面的にアピールしていただき、今回の事業活用というか、しっ

かりした事業を行っていただければまたどんどん人が増えていくような期待をしたいと思しますので、ぜひこの事業に関しては今後とも続けていってほしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

浅野敏明委員の総括質疑

○梅津善之委員長 次に、議席番号7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 おはようございます。

予算総括2番目になりますが、最後ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと時間の配分で申し訳ございませんが、2番目のほうの質問から先に質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

このたびの質問は、令和2年度一般会計補正予算第3号、2款1項1目、201公共施設等整備事業300万円の関連で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

先に2番目ですが、都市再生整備計画事業における公共複合施設整備事業についてご質問いたします。

都市再生整備計画事業における全体事業費72億380万円のうち高次都市施設の子育て世代活動支援センター19億6,440万円及び中心拠点誘導施設の教育文化施設19億5,880万円、合わせて39億2,320万円を合築した施設とする公共複合施設整備事業として、令和2年度から令和5年度までの4年間で整備する計画となっております。

このたびの補正予算第2号の歳出、2款1項総務管理費、12節公共複合施設整備に係る予備調査業務委託料300万円について、さきの総務

常任委員会協議会の説明では、予備調査業務として、1つ、建設予定地の敷地概要や建築条件の調査・整理、2つ目、施設規模の所要室について、類似事例との比較等による妥当性調査、3番目、配置ゾーニングについての比較検討、4番目、配置計画図、平面計画図、外観イメージ図、全体工程表の作成の業務を行うため、予備調査業務委託料の追加補正を計上したとの説明がありました。

予備調査よりも基本設計業務に入る前の予備設計の要素が強いのではないかと感じます。本来であればこの業務は既に詰めておく必要があった内容ではないかと思えます。

この委託業務については、基本設計を発注する上で、必要な業務だとは思いますが、委託期間が8月上旬までとの説明があり、1か月半の期間で完了する業務としては、あまりにも期間が足りないのではないかと思います。8月上旬までの業務工程をどのように考えているのか、青木技監にお尋ねいたします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

平成30年7月に作成された長井市公共複合施設建設整備基本計画では、長井市の現状踏まえた計画の基本的な考え方や施設の機能や床面積、概算事業費まで記されておりますが、当時から2年が経過し、新庁舎が具体的に進捗する中で、また中心市街地活性化計画における当施設の位置づけが明確になる中、計画の文言を具体化した目に見える形の絵的なものが今後この計画を進めていく上で非常に重要と考え、予備調査業務を計上したところでございます。

業務内容としましては、先ほど委員がおっしゃったように、4項目、特に施設のゾーニングや平面的、立体的にイメージできる鳥瞰図的な成果品を予定しておりまして、諸元に基づいた詳細計画ではございませんので、工期的には十分可能というふうに考えております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 工期的には十分可能だということでした。

それからこの業務は、さきの協議会では随意契約で発注したいとの説明がありましたが、随意契約にする根拠についてお伺いしたいと思います。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

契約をするに当たり、不特定多数の者の参加を求め、競争原理で契約の相手方を決めるのが必ずしも適当でなく、契約の目的、内容に照らし、それに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定して、その者と契約を締結するという方法が当該契約の性質に照らし、またはその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては地方公共団体の利益の増進につながる場合には、その性質または目的が競争入札に適さないものとするときに該当すべきであるという判例もございまして、今回の場合は地方自治法施行令第167条の2第1項の2、契約の性質または目的が競争入札に適さない契約をするときに該当し、覚書に基づき今後、進めていく上でも基本的にこの条項を適用したいというふうに考えております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 地方自治法施行令第167条の2第1項の2号に該当するというようなことで了解しました。

この契約の相手方とするグンゼ開発株式会社は、これまでコンサルティングの実績があるのかお伺いいたします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

グンゼ開発株式会社は、グンゼグループの主に土地利用をベースに商業、オフィス、住宅の賃貸事業を展開しておりまして、サービス施設の開発、企画、設計、建設の実績がございます。

代表例といたしまして、兵庫県尼崎市の商業施設つかしんであったり、特に京都府綾部市において北部産業創造センター、これは官民連携の手法で整備しておるといふ実績があるところがございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 実績については了解しました。

去る4月21日の全員協議会において、令和2年3月にグンゼ株式会社及びグンゼ開発株式会社と長井市は、長井市内に存するグンゼ株式会社所有地を活用した事業を推進する旨を記載した覚書を締結したことの説明がありました。

覚書の写しは配付になりませんでした。概要の説明では、覚書には、PPP、官民連携の手法を用い、長井市で計画している公共複合施設、多機能型図書館及び子育て関連施設などの施設整備をグンゼ及びグンゼ開発が実施し、長井市に令和5年3月をめどに売り渡すこと並びにそれら施設に係るグンゼ所有地については長井市との間で賃貸借契約を締結することなどが盛り込まれているとの説明内容でした。

今年度から着手する公共複合施設整備事業に係る覚書の内容としては少し抽象的な内容であったため、分からない点について何点かご質問いたします。

まず、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、行政と民間事業者が連携して公共施設の整備運営及び公共サービスの提供等を行う仕組みのことで、PPPの中には、民設民営手法のPFIや第三セクターなどが含まれ、公設民営の手法には指定管理者制度やDBO、公共が主体で設計や建設工事を民間に委ねる手法を指しますが、また、民設公営の手法には、施設譲受型、資金調達や建設を民間に委ねて、建設後は施設を譲受けして公共で管理、運営を行うものや施設借用型に区分されるかと思っております。

国において公共複合施設の具体的な事業手法を示していますが、この事業は民設公営の施設譲受型の手法と理解してよいのか、青木技監にお尋ねします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、覚書に基づきグンゼ株式会社及びグンゼ開発株式会社が公共複合施設を設計、建設した後に長井市の買取りにより所有権を移転する、いわゆるBT、ビルドトランスファーという方式になります。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 最後の手法、もう一度お願いします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 ビルドトランスファー、BTでございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 分かりました。

BTということで、民間施設を同時に建設すればそれだけ市の建設負担はある程度軽減されるかと思いますが、このたびの複合施設には民間施設も含まれるのかお伺いいたします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

市街地開発事業等の場合には特別目的会社、SPCをつくって、官民が合同して施設の官民を分離した形で建築するという手法はございますが、今回の公共複合施設については子育て活動支援センター、多機能型図書館及び共有部分についても非常に行政色が強いということもありまして、今回につきましては行政が買取りを行い、例えば共用部分にカフェスペースを設置する場合などにつきましては民間事業者から使用料を取って賃貸する形式になるというふうに思われます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 そうすると具体的にはこ

れから検討ということになりますか。分かりました。

このたびのB T、官民連携事業における実施の中で、官と民の区分は具体的に、設計、資金調達、建設、管理、運営と区分されますが、どのように民間と長井市が分担されるのか青木技監にお伺いします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

あくまで現段階ということでご理解願いたいと思いますが、覚書に基づきまして長井市の企画、設計に対して、グンゼ、あとグンゼ開発が資金調達をして、設計、建設、いわゆるデザインビルドをして、それを長井市が買取り、そして指定管理者選定による維持管理を行っていくというのが大まかなスキームになります。

ただし、設計、建設の段階で指定管理者への継承というのは非常に重要なことですので、現在その部分も含めてグンゼと話し合いを行っているというところがございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 管理、運営についてはどうですか。検討なされてますか。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

今申し上げましたが、要は管理、運営というのを指定管理者に委託するということはいいんですが、その時期の問題です。要は設計、建設段階からそういう指定的なものをしておかないと建設に反映できないという部分もありまして、その後、指定管理が実際に始まる段階になって箱物だけ造って、中はご自由にどうぞという話にはなりませんので、そこら辺の検討も含めて現在行っているところがございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 分かりました。

設計、建設工事を資金調達して、建設についても民間、グンゼ、グンゼ開発のほうに任せる

形になると思いますが、この設計、建設については独自でやればいいんですが、基本設計、それから実施設計まで多分他の業者に発注するのではないかと思います。その発注に対してはどのようにお考えなのか青木技監にお伺いします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、グンゼとグンゼ開発によるデザインビルドですので、グンゼが設計コンサルタントと建設会社の大きなグループをつくって整備を行うというふうなスキームになってくると思います。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 グループをつくって、それと契約する。もう一度確認します。グループをつくって、そこと長井市が契約する形になりますか。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 長井市は、あくまでグンゼ、グンゼ開発とのB Tです。

ただ、グンゼとグンゼ開発は、そのグループの中でデザインビルドを行うわけです。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 また質問に戻りますが、その場合は建設会社に発注するわけですよね。グンゼと契約するわけですよね。そうするとグンゼは、建設会社に発注するわけですよね。私、認識違いますか。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 PPP、PFIというのは、従来の行政が業者にする仕様発注と違いまして、性能発注、全てを任せるという話になりますので、その詳細についてはここでは申し上げませんが、当然グンゼはグンゼの中でそういう発注業務を行って設計コンサルなり建設会社を決めてというふうなスキームになると思います。その上で、グンゼとしてのグループをつくら

いうふうなことになるかと思います。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 分かりました。

発注についてはグンゼが行うわけですが、できれば長井市の発注基準に沿って長井市内の業者が受注すれば長井市の経済活性化にも図られるかと思いますが、その辺の考え方は、技監、どうですか。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

ただいまの答弁と重複する部分もございますが、今回のシステムについてはあくまで長井市がグンゼに性能発注するという形態になりますので、その上でグンゼが設計コンサル及び建設会社に仕様発注するということになるわけで、公共事業における入札及び契約については地方自治法の適用を受けるわけですが、民間同士の場合はこの法律の適用は受けないものと考えております。

しかしながら、いかに価格の妥当性を担保するかというのが重要な課題でございますので、グンゼによる企画提案書を審査するプロポーザルにおいて採択された場合には、その後、価格を含めた詳細協議を行い、その上で契約、事業実施というプロセスを進めていくことになると思います。

あと地元業者ということですが、当然そのデザインビルドのグループの中に設計や建設に関して長井市の業者にも発注してほしい旨の働きかけは行いたいというふうに考えております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 ちょっともう一度確認しますが、買取り価格は、そうすると契約の中で事前にその買取り価格も定めて協定を行うのか、それとも買取り価格は建設などがある程度めどがついてから買取り価格を設定するのか、その辺はどうでしょうか。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

浅野委員がいろいろとご質問なさっておりますが、その部分について今、本当に詰めているところでございます。

その買取りの価格というのに関しても非常に難しい面がございます、もう契約の時点、PFI、PPPの原則にのっとりましてと着工する前段の契約によってそこに伴う、その後に発生する増減については、その契約の中でリスク分担をしてどういうふうにしていくかという方向づけをつけるわけでございますので、今現在どういうふうにしていくかというのはちょっと申し上げられないというか、そういう段階にありませんので、そういう決め事ができた段階ではまたお知らせしていきたいというふうに考えておるところです。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 この事業は補助事業ですので、買取り時点では2分の1相当の補助金が発生するわけなので、その辺は明確にしなければならぬと思いますが、これはプロポーザルと先ほどおっしゃいましたが、そのときには金額まで提示して、その金額をもって買取り価格にするのか、それともまだその後に検討した上での買取り価格になるのか、ちょっとそこだけもう一度お願いします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 その分もまさに今検討してるところなんです、契約をするという段階であっても基本設計、実施設計、建設、全てを含めなきゃならない。その金額を当初に出せるかという、私は限度額しか出せないだろうなというふうに思ってます。その限度額に基づいて基本設計、実施設計をする上で正確な金額が固まったときに初めて本契約というふうな形で進めていくことになるのかなという考え方はしておりますが、あくまでも現段階では正確なところは

申し上げられないという状況でございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 現在では分からないということで納得しましたが、補助事業の対象事業という、基本設計、実施設計、建設工事とあと設備、備品なども対象事業になるんですか。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

ただいま委員がおっしゃったとおりでございますが、ただ、備品の部分につきましては、建物と備付け、一体的なものかどうか、そういう基準があります。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 それは建設の中に含まれれば該当になるということだと思っております、それを含めて発注するということになるかと思っております。分かりました。

次に移ります。この施設が完成した後に譲受けまして、賃貸借契約を締結するとの説明がありました、そのときの借地権設定が必要かと思っております、普通借地権なのか定期借地権なのか青木技監に伺います。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

当該土地には建物が建つわけでございますので、借家借地法が適用される物件となりますので、土地の所有者であるグンゼ株式会社との担当者レベルで今、協議している段階ですが、いわゆる定期借地権の場合、原則的には設定期間が例えば50年を経過すれば更新することができなくて、更地にして返すというふうなことになりますので、建物の使用に併せ更新も可能な普通借地権を想定した土地賃貸借契約を締結する方向で調整しているところでございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 普通借地権ということで了解しました。

この借地料は、50年もしくはそれ以上負担が

続くかと思いますが、その借地料はどの程度を想定してるのか青木技監に伺います。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

最初に、本市における土地賃貸借料の算出についてご説明いたします。平成14年11月29日付財政第271号、公共施設建設用地等の取扱いについてにおきまして、住民の福祉増進を目的として地方自治法第244条に規定する公の施設を建設する場合には、公の施設が長期間にわたって供用されることを鑑み、その建設用地の取扱いについては次のとおり市として統一するものである。また、施設建設を目的としたものではない場合においても行政運営上必要とした土地を購入または借用する場合には同様の取扱いとすると明記され、借地料設定の基本的考え方について次のように示されております。

土地賃貸契約に当たっては、当事者双方が合意をすれば成立することになりますが、土地の賃貸借契約決定に際しては不公平な取扱いにならないように下記事項を基本として協議することとしています。その下記事項とは、土地の固定資産税の評価額の5.8%を基準とすると。土地の賃借料積算については条例等の明文規定がございませんので、行政財産の目的外使用に係る使用料と同様の考え方をすることとし、土地の固定資産税評価額の5.8%を基準とすることとする。ただし、警鐘台やポンプ庫などの消防施設用地として借用する場合は、この基準は適用しないというふうになっております。

なお、当該土地の位置や必要度によってはこの基準どおりの賃借料で地権者の了解を得られない場合も想定されますので、極力この基準を超えない範囲で合意できるようにお願いすること。このことを踏まえ、実務的には市税務課で公表している固定資産税路線価に5.8%を乗じた額を基に土地の形状などや近隣の取引事例を参考に当事者同士で協議してまいりたいと思

います。

このたびの土地賃貸借契約につきましては、始まる時期が建物の買取りと同時期になりますので、その時点での固定資産税路線価を基にこの原則にのっとりまして金額を算出することで土地の所有者、グンゼ株式会社と協議を進めてまいりたいと思います。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 そうすると固定資産税評価額の5.8%以内で協議をしていく。了解しました。

最後の質問になりますけども、これまでの公共事業では、公共による建設と管理運営が従来の手法で行われていましたが、厳しい財政状況における従来型の公共事業を見直し、官民連携手法による活用の導入が図られてきました。

国は人口20万人以上の地方公共団体に対し、それぞれ管理する公共施設等について、公的負担の抑制や良好な公共サービスの実現が期待できるPPP/PFI手法導入の優先的検討規定を策定するよう求めています。また、人口20万人未満の地方公共団体にも適用拡大を図るとする方針として、PPP/PFI手法導入優先的な規定策定の手引を示しています。

私は、常日頃から大型公共事業は従来の公共事業方式から官民連携事業による方式にシフトすべきだと思っていますが、それはあくまでも従来方式よりも官民連携事業方式が財政負担の軽減が図れるとともに、市民にとってよりよい市民サービスが提供され、地域経済の活性化が図られるものであるべきだと思います。

公共複合施設整備事業に当たり、底地がグンゼ株式会社の所有地であることを考慮すると、官民連携事業の手法が限られてくると思いますが、国で示すPPP/PFI手法導入優先的検討するための指針に沿って評価し、評価の結果については公表すべきだと思いますが、市長の見解を最後に伺います。

○梅津善之委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

ただいま浅野委員がおっしゃったように、国の指針では、人口20万人以上ということでPPP等々の民間活力を活用した手法で公共事業を行うような要請があるわけで、私どもはそれに今のところは規定されていないわけですが、改めて今回グンゼ開発さん中心としたグンゼグループとPPPの手法で整備しようとしているのかということなんです。市庁舎を建築する際にはその周りにグンゼ株式会社さんの大変広大な、しかも中心市街地に遊休地がたくさんあるということから、私どもとしては市役所の駐車場等々ということでこれをお願いして、あそこはいわゆる目抜き通りのちょっと外れというか、奥まったところで、なおかつ工業地帯ということから大変私どもとしてはありがたい金額で譲っていただいたんですね。

その際にやはりグンゼさんとの交渉の中で、この後、公共複合施設を私どももいろいろ検討していると。その際にはぜひ機能的に都市機能を充実させるという観点からグンゼさんの土地をご協力いただければありがたいということをお願いしたわけですが、グンゼさんの考え方としては、私どもも同じように全国にいわゆる都市の一等地に二十数か所工場を持ってたと。それはほとんどもう工場は縮小されたり、廃止になったと。

ただ、何らかの形で、私どもはそこでずっとお世話になったから、これからもお世話になるということで仕事させていただいてると。私どもも駐車場についてはお譲りしたけども、公共複合施設については譲りたくない、我々も仕事をさせてくれと、こういう言い方で借地をお願いできないかと言われたんですね。

それまで必ずしもPPPでやろうというふうには思っておりませんでした。ただ、今回私どもも計画しておりますこの複合施設については、

単なるそういう図書館機能のある施設をつくればいい、あるいは子育ての屋内の遊戯施設などを中心とした施設があればいいということではなくて、より市民の皆さんに喜んで、あるいは楽しんで、家族みんなで楽しめるようなそういう施設をつくるといった場合に、複合にして、なおかつそのノウハウというのは民間でたくさんお持ちですから、そういったもの生かさないところから私ども長井市民も従来どおりのやり方だけでは満足してもらえないだろうと。

置賜では、例えば多機能型図書館ですとナセBA。あるいは村山ですと東根のまなびあテラスですね、あとタントクルセンターもあるわけですけど、そんなことで子育てにすればべっこひろばとか、げんキッズ、天童もありますし、それをまちの真ん中に置くことによって大変な集客の機能もこれ持てるだろうということで、非常に衰退した長井市の中心市街地をもう一回活性化させるにはやはりグンゼさんと一緒になって、グンゼさん自身も我々も仕事したいということで、具体的には何だとは言いませんけれども、そういった考えがおありだったということで借地ということで、私どももこれのまざるを得ない。

ただ、借地についても高い金額ではとても我々は借りられないんだと。というのは本来は市の施設を借地で建てるなんていうことは、我々基本的にやってはいけないことだと。それはずっと永久に借りるということなんで、これできないんだと言ったら、いや、そんなことは考えてないと。我々としては一緒に仕事したいから借地にしてくれということなんです。ですからそこからPPPという手法が生まれたと。いわゆるグンゼさんも何らかの形で考えていきたいということなんです。

お尋ねの件でございますけれども、委員からは、国の指針に沿って評価して、評価結果については公表すべきではないかということなんで

すけども、今般の厳しい財政状況の中で人口減少、少子化等も踏まえながら効率的かつ効果的に公共施設整備事業を進めるとともに、経済成長を実現していくためには民間の資金、あるいは経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であるということで、私どもも多様なPPP、PFIにより民間の創意工夫を最大限に活用することがこれからは非常に重要だというふうに考えております。

PPP、PFIでは、対象とするべき事業や想定される手法には様々な形態がありまして、まだ初期段階なんです。ですからPPP、山形県内で具体的に、PFIはありますけど、今回私どもで考えてるようなPPPのやり方というのはもしかしたら初めてなのかもしれません。

ただ、ご承知のとおり、岩手のオガールプロジェクトみたいな形で、そういう手法はたくさんありますんで、私どももチャレンジしていく必要があるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

従来の仕様発注ではなく、性能発注の考え方ですんで、我々が従来やっていた公共事業の発注の仕方とは全く別なもの。

ただし、浅野委員からもありましたように、せっかく複合施設、40億円近い施設を国の半額補助を受けてやったときに、その事業のいわゆる売上げが全て市外に出るというのは、これはあり得ないと。私どもとしては、そのお金というのはせっかく国から我々いただくものですから、これ地域に還元して、地域が活性化できるようにしたいということで、それはグンゼさんには重ねて申し上げますんで、これは理解してもらえらるもんだと思っております。

民間事業者の裁量が非常に多いわけですけども、それゆえにコスト削減、サービスの質の向上、収入の増加や地域の活性化が期待されるんじゃないかと思っております。

先ほど申し上げたように、20万人以上の地方

公共団体に対して国は評価、公表するようにと
いうことですが、導入されない場合は必ずしも
それする必要がないわけではございますけれど
も、私どもとしては公共複合施設に関して今年
3月の覚書に基づきましてPPP、PFI手法
で進めるべく、現在その具体的な進め方につ
いて協議してるところでございます。進めるに
当たっては、類似事例の紹介や本省への問
合せ、国土交通省ですね、行っているところ
ですが、新しい形のPPPという認識であり、
今後も事業手法の具体的検討や事業者選定、
そして事業実施の各プロセスにおいて透明
性や公平性の確保の観点からも委員ご指摘
のとおり評価、公表についても同時に検討し
ていかねばならないというふうに考えてお
ります。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 大変詳しく説明して
いただきまして、ありがとうございました。

私もPPP、PFIは賛成の立場ですので、
ぜひ市民に分かりやすく評価と公表お願
いしたい、していただきたいというふう
に思います。

それでは、1番目に戻りまして、ご
質問いたします。20分ですから急ぎ
たいと思います。公共工事に係る建設
現場においても、千葉県や熊本県内
で新型コロナウイルス感染者が発生した
ことから、国土交通省では、感染予
防の対応を徹底するよう、担当職員
をはじめ請負業者の作業員等の健康
管理に留意するよう長井市にも通知
があったかと思えます。

その通知を受けて、既に建設工事
施工中の新市庁舎や市民文化会館、
長井病院や学校給食共同調理場建
設の請負業者に対してどのような指
導を行い、現場において、どのよう
な感染症拡大防止対策を講じてい
るのか、青木技監にお尋ねいたしま
す。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

5月の25日に新型コロナウイルス感
染症に係

る緊急事態解除宣言が行われました
が、新型コロナウイルス感染症への
対策については、国の新型コロナウイルス
感染症対策の基本的対処方針にお
いて基本的な感染防止対策の徹底を
継続する必要があるため、工事等
の対応についても引き続き国から
の通知を踏まえ、アルコール消毒
液の設置や現場でのマスク着用、
手洗い等感染予防の対応を行うと
ともに、施工に伴う三つの密の発
生の回避や影響緩和の対策が講
じられるように建設業における
新型コロナウイルス感染予防対策
ガイドライン等に基づき公共事業
の受注者と協議しながら引き続き
適正な対応を取っておるところで
ございます。

現場での対応についてですが、
新庁舎建築工事では、新型コロナ
ウイルスへの対策対応における基
本方針を定めまして、三つの密を
避けることはもちろん、社員や作
業員は原則自宅あるいは作業前
に検温を行い、検温結果と健康状
態を確認した上で37.5度以上の
社員については作業従事を禁止
しております。

また、飛沫感染防止策としての
マスクの着用や現場事務所、休
憩室など人が集まる場所でのク
ラスタ感染防止のため石けんで
の手洗いと消毒液の配布、朝礼
等で人と人との距離を十分に確
保し、短時間で終わるようにす
る、大人数の場合は数回に分け
るなどして少人数化を図ること
にしております。

さらに感染予防の注意喚起の
看板を設置しまして、常に感染
予防を心がける指導、周知の徹
底を図っております。

市と受注者の定例打合せ会など
も必要最低限の人員で十分に換
気しながら極力三密を避けて実
施しているという状況でござい
ます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 特に新市
庁舎については、大手業者が入
ってますので、徹底した予防対
策を講じているかと思えます。

ほかの建設現場も同じような
対策だと思いま

すが、建設工事請負契約約款第21条第1項においては、天災等により工事を施工できないと認められるときは、発注者は、受注者にこの工事の一時中止を命じなければならないとしていますが、この対策を、その基本方針を定めるに当たって一時中止とか、そういうことを行っているのかと工事工程に影響はなかったのか、青木技監にお尋ねします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

全体的に行政を含めた建設業界というのは、社会資本整備の一翼を担いまして、地域経済の活性化や雇用の受皿として社会の安定や維持のために簡単に工事を中止するわけにはいかず、徹底した予防対策の下、事業の継続を図ってきたところでございます。広範囲で、しかも関わる人数が多く、様々な産業への波及効果がございまして、公共事業の迅速な対応に勝る建設対策はないというふうに考えまして早期発注を推進しており、現在までのところ新型コロナウイルスによる工期等への影響、当然工事一時中止期間も含めてそういった事態は発生していない状況でございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 工事工程には影響がないというようなことで了解しました。

設計業務委託、測量業務委託等のほかの業務委託についてはどうでしょうか。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 工事以外の業務委託等につきましても同様でございます。コロナに対しての影響は出ておりません。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 コロナ対策で経費が少し割高になっているんじゃないかと思いますが、その辺の設計変更、それから施工計画書への反映等についてはどうでしょうか、青木技監にお伺いします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

4月20日付で国土交通省からの通知では、受注者が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行い、その上で個別の現場に係る感染拡大防止のための必要と認められる対策については、受注者による施工計画書または業務計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、請負代金額または業務委託料の変更や工期または履行期間の延長を行うことというふうになっております。現在まで感染拡大防止対策に係る請負代金額の変更や工期延長に対する、これあくまでも受注者からの協議ということになりますので、それは行政として受けてないということでございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 現在そういう協議もなかったというようなことで、設計変更にはコロナウイルス対策としては計上になってないということでした。

この感染症防止対策については、今後しばらく継続しなければならないと思います。大規模建築工事においては、大手建設業者も受注していることから関係者については首都圏と往来があったのではないかと思います。これまでどのように対応していたのか青木技監にお尋ねします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

首都圏の往来につきましては、特に市民文化会館耐震改修工事などの舞台設備工事などで首都圏からの往来があったというふうに聞いております。当然県内入りする2週間前から各自の体調をチェックして、その上で現場に入ってもらおうというふうな体制を取っております。委員がおっしゃるように今後の工事内容によっては庁舎も含めて首都圏からの作業員の往来があ

るというふうに考えられますので、受注者と協議を重ねながらその辺につきましても十分な感染対策を取っていききたいというふうに考えております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 了解しました。

それから市民文化会館はもう屋内工事に入っているかと思いますが、そのほかの施設も躯体の完成によりまして、屋内工事にシフトするのではないかと思います。感染症防止対策を行いながらの工事は大変になるかと思いますが、どのように対応していくのか青木技監にお尋ねします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 今後もコロナ終息したということでございませので、引き続き同じ体制で工事をしていきたい。特にこれから委員おっしゃるとおり、内装、中の工事になりますので、当然首都圏からの業者さんも入ってくるということになりますので、そこはさらに徹底した形で来県する際にはそういった体調管理も含めた形で現場に入ってくださいよう指導していきたいというふうに考えております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 分かりました。

特に屋内工事は密になる可能性がありますので、十分指導を徹底していただきたいと思いません。

特に建築工事において、水回り部品や材料の製造が中国に依存していることから、入荷が滞っているところもあるようです。大規模建築工事における完成予定の影響について、青木技監にお尋ねします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

先ほども若干申し上げましたが、まず大規模工事、庁舎を含めた工事でございますが、これの完成予定の変更という、コロナに対して完成

予定が変更するというふうな影響は現在のところ受けておりません。予定どおり完成するという心積もりで今現在進めているところでございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 水回り部品などの材料も含めて予定どおり納入できるというようなことでよろしいですか、もう一度。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

それぞれ庁舎等に関してはそういう水回り部品については既に調達済みでございますので、これからその納期の遅れによって工期が変更するということはございません。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 最後になりますが、この感染症拡大防止対策を行いながらの工事になるわけですが、都市再生整備計画事業などの補助事業などの実施に当たって、国土交通省からの通知や留意点、指示はどのようなものがあったのか、最後に青木技監にお尋ねします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

都市再生整備計画事業に限らず公共事業全体として国土交通省からの通知や指示については、先ほどもお話し申し上げましたが、大規模建築工事と同様に施工中の事業に関しましては、国土交通省で作成した建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを踏まえた感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を行いながら適切な措置を行うよう通知を受けておるところでございます。この通知に基づいて、今後も受注者と連携を図りながら工事に支障が出ないように現場管理を進めていききたいというふうに考えております。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 都市再生整備計画事業は、

5年間の期間の事業ですけれども、この対策によって事業の延長等は認められるというようなことは、それは通知やそういうところではなかったのか、最後に青木技監にお尋ねします。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

都市再生整備計画事業にもかかわらず、例えばコロナによる事故繰越です、そういうふうな通知もまだ来ていない状況ですので、都市再生整備計画事業の5年間のスキームの延長という話も、コロナに対して6年にしていよいよとか、そういう話はまだ通知として来ていない状況でございます。

○梅津善之委員長 7番、浅野敏明委員。

○7番 浅野敏明委員 分かりました。

私の質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○梅津善之委員長 以上で、通告による総括質疑は終わりました。

これから各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第51号 令和2年度長井市一般会計補正予算第3号についての質疑

○梅津善之委員長 まず、議案第51号 令和2年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第52号 令和2年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号についての質疑

○梅津善之委員長 次に、議案第52号 令和2年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○梅津善之委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第53号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号についての質疑

○梅津善之委員長 次に、議案第53号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 6月10日に宅地開発に関する議事録、事業計画検討委員会のほうの議事録頂きまして、この間の協議会の中で補足といえますか、ちょっと分からなかったところ確認をさせていただきたいと思います。

最初、技監のほうにお伺いいたしますが、都市再生整備計画事業の中の立地適正化計画の中に居住誘導地域の指定ということで、この議事録の中に居住誘導地域として今回の宅地開発というふうな部分を位置づけているというふうな表現のように見受けられたんですけども、それでよろしいでしょうか。

○梅津善之委員長 青木邦博技監。

○青木邦博技監 お答えいたします。

鈴木委員おっしゃるとおりで、今回の緑町地区につきましては立地適正化計画の居住誘導地